

福島県沖を震源とする地震に係る災害復旧事業について

〔 令和4年10月18日
文化庁長官裁定 〕

登録有形文化財（建造物・美術工芸品）修理等事業費国庫補助要項（平成9年7月11日文化庁長官裁定）3. I（3）において、別に定めるものとしている災害復旧事業の対象は、下記のとおりとする。

記

災害復旧事業の対象は、令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震により被災し、かつ、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により被災した登録有形文化財建造物とする。